

## ■ 規定手数料・報酬について

### 業務の内容

#### 1. 遺言執行引受承諾業務

遺言書作成の際のご相談から、遺言書の保管・遺言の執行までをトータルにお手伝いします。遺言書保管時に手数料として30万円お支払いいただく《プラン30》、100万円お支払いいただく《プラン100》の2種類の料金プランをご用意しております。(業務内容は同じです。) お申込みのプランによって、相続人(受遺者)の方にお支払いいただく遺言執行報酬の料率が異なります。

#### 2. 遺産整理業務

法定相続人や相続財産の確認、財産目録の作成、財産の名義変更などの相続手続きを相続人のみなさまに代わって行ないます。

※ご相談の内容によってはお引受けできない場合があります。

※みずほ信託銀行本支店から遠隔地にお住まいの場合や、適正な業務の遂行に困難が予想される場合等、ご要望にそえないことがあります。

### 遺言執行引受承諾業務報酬

#### 1. 遺言執行時(遺言執行報酬額)プラン30

1.遺言書 保管時	(1) 基本手数料	330,000円
	(2) 変更手数料	55,000円
	(3) 遺言書管理料	年間6,600円
2.遺言書 執行時	(1) 財産比例報酬	
	①グループ内預託財産※ (みずほプレミアムクラブ)	0.330% (0.2310%)
	②その他の財産	
	1億円以下の部分	1.870%
	1億円超3億円以下の部分	1.100%
	3億円超5億円以下の部分	0.660%
	5億円超10億円以下の部分	0.440%
10億円超の部分	0.330%	
	(2) 最低報酬額	1,100,000円

#### 2. 遺言執行時(遺言執行報酬額)プラン100

1.遺言書 保管時	(1) 基本手数料	1,100,000円
	(2) 変更手数料	55,000円
	(3) 遺言書管理料	年間6,600円
2.遺言書 執行時	(1) 財産比例報酬	
	①グループ内預託財産※ (みずほプレミアムクラブ)	0.330% (0.2310%)
	②その他の財産	
	600万円以下の部分	0.550%
	600万円超3億円以下の部分	1.100%
	3億円超5億円以下の部分	0.660%
	5億円超10億円以下の部分	0.440%
10億円超の部分	0.330%	
	(2) 最低報酬額	330,000円

### 遺産整理業務報酬

遺産整理報酬	(1) 財産比例報酬	
	①グループ内預託財産※	0.330%
	②その他の財産	
	1億円以下の部分	1.540%
	1億円超3億円以下の部分	0.880%
	3億円超5億円以下の部分	0.550%
	5億円超10億円以下の部分	0.440%
10億円超の部分	0.330%	
	(2) 最低報酬額	1,100,000円

※上記報酬には、消費税等が含まれております。  
 ※グループ内預託財産・・・みずほ銀行、みずほ信託銀行の預金・信託、同2行が販売した金融債・投資信託等、みずほ証券で保護預りしている株式・債券・投資信託等の有価証券  
 (2023年11月30日現在)